

2 都市景観

～歴史・文化・みどりにより風格ある都市景観が醸成されたまち

<A 基本計画の目標>

豊かな自然環境と歴史的遺産等が融和した古都にふさわしい都市景観の形成をめざします。
 都市の歴史を彷彿させ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成をめざします。
 地域の貴重な景観資源の保全とともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観形成をめざします。
 緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成をめざします。
 市民・事業者・NPO等との協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりを積極的に推進します。

<B 目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H21	H22	H23	H24	対前年度
市民満足度	サブタイトルにあるまちの実現状況について、市民が実感している割合	56.6 %	62.2 %	63.9 %	58.8 %	66.4 %	↑

<C 目標達成に向けた24年度の実績と自己評価>

※この分野の目標達成のために取り組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント)

【まちづくり景観部】	自己評価
景観地区の指定後、地域ごとの個性豊かな景観形成のため、更に質の高いまち並みづくり等のきめ細かいルールづくりを行い、北鎌倉東地区の住民から北鎌倉景観地区に対する都市計画提案書が提出されたことから、現在、その内容に基づく都市計画変更を実現するため、権利者及び地元住民の合意形成に向けて慎重な調整を図っています。	○
まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画及び住民協定を定めている既成市街地の一部の地区において、良好な住環境の維持等を目的とした地域のルールづくりが行われ、地区計画の指定に向けた都市計画提案書の提出に至るまでの支援を行いました。	◎
景観計画策定から5年が経過したことから、短期の推進スケジュールの実施状況について検証を行いました。また、これらを基に景観審議会の意見を聴きながら、中・長期の推進スケジュールの見直しを行いました。	◎
平成23年3月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長に提出された「提言」を基に、地域住民によるボランティアの協力を得ながら活用実験(親子景観セミナー)を行いました。それらの成果等を踏まえ、「提言」にある(仮称)旧華頂宮邸暫定活用運営会議の設置に向けた準備を進めました。	◎
市民との協働による親子景観セミナーを旧華頂宮邸の活用実験に合わせて実施したほか、景観形成推進委員とともに「古い建物を活かした鎌倉の暮らし」をテーマに第5回景観づくり賞の募集を開始するなど、景観意識の向上をめざした普及啓発事業を実施しました。また、景観計画策定から5年が経過したことから、これまでの市民・NPO・事業者・行政の協働による景観づくりを紹介するリーフレットを作成しました。	◎

前年度当初目標に対し、◎＝80%以上○＝50%以上△＝30%以上×＝30%未満

<D 前回の市民評価委員会などからの指摘への対応状況>

市民評価委員会などからの指摘

指摘等に対する改善策・対応など

【まちづくり景観部】

・景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要である。



景観に関して行動している市民の割合が低位にとどまっていることについては、景観計画の策定(平成19年)や景観地区の指定(平成20年)などの施策により、一定の成果が得られたことも一因と考えられますが、これからのまちづくりは市民の発意により進められるべきものと考えており、現在行っている景観づくり賞や景観セミナー等の市民参加型の啓発事業について、その効果等を検証しながら、より充実を図り、景観意識の高揚に努めていきたいと考えています。

・市民自らが自分たちのまちの景観を守るような市民参加型の景観維持事業も必要である。

景観条例においては景観形成地区などで、市民が自ら協議会を設立し、地区の景観を守る取組を支援する制度を設けています。近年の事例としては、平成21年に北鎌倉東地区景観形成協議会が「まち並みの作法集」という地区独自のルールづくりを行いました。市もこのような市民発意のルールづくりや、その後の協議会運営などに対して引き続き支援していきます。

・宅地の細分化に拍車がかかっており、「風格ある都市景観」が崩れつつあるが、制御できていない。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に「建築物の敷地面積の最低限度」を開発事業の基準として規定することで、一定の規制誘導を行っています。

さらに、敷地の細分化に対応する手法としては、都市計画の用途地域又は地域ごとに定める地区計画に建築物の敷地面積の最低限度を規定することが考えられます。

これらの手法を用いて、ゆとりある敷地を維持することは、「風格ある都市景観」の保全に有効であると考えますが、一方で、懸念される財産権と公共の福祉のバランスや規制数値の考え方等、土地利用を制限することによる影響等については、市民の意見を聴きつつ十分な検討を進めていきたいと考えています。

・自主まちづくり計画は閉鎖的なまちづくりにならないよう、行政も市全体を見据えて関わって頂きたいと思う。

自主まちづくり計画は、快適な居住環境の保全と創造を図ることを目的に創設した制度であり、一定の地区の住民で形成されるまちづくり市民団体が、自主的・自発的に計画を策定するもので、現在、14のまちづくり市民団体から提案されています。

計画の策定に当たっては、まちづくりに関する情報提供や専門家の派遣等、様々な支援を行っているほか、庁内の意見を集約した助言等も行っています。

今後、自主まちづくり計画の実現性をより高めるため、地区計画や建築協定等の制度の活用及び行政計画や施策等への反映を検討していきます。

・今後の展開として、世界遺産登録後のまちづくりについて、取組方針を議論し、都市景観計画の再考も検討すべきである。

鎌倉市景観計画においては、その基本目標の一つに日本を代表する歴史的都市として、自然環境と歴史的遺産が融和した古都にふさわしい都市景観の形成をめざすとしています。

また、その目標期間を概ね10年間としており、平成29年頃を目途に総合計画や都市マスタープラン、緑の基本計画などの行政計画と連携を図りながら、必要に応じて見直しを図る予定です。

・屋外広告看板について、広告掲出者への意識啓発が重要とあるが、どのように進めるのか、具体案が見えない。

現在、2か月に1回、神奈川県警や市民ボランティアとも連携しながら違反屋外広告物除却キャンペーンを実施し、屋外広告物の適切な掲出方法等の周知を図っています。

また、屋外広告物の規模やデザイン誘導については、従前から建築行為の相談時等を捉えて協議してきたところですが、加えて、市民参加により優良な屋外広告物を顕彰する事業(景観づくり賞)を実施し、その成果を冊子にまとめ(H21)、鎌倉にふさわしいデザイン等について、より分かりやすく例示して誘導を図っています。

今後はより積極的にホームページ等も活用して意識啓発を図っていきます。

<E 24年度未達成事業の課題・問題点など>

【まちづくり景観部】

屋外広告物の未申請物件については、引き続き未申請物件の減少に努めていきますが、個々の屋外広告物の掲出者に対しては屋外広告物制度の趣旨を説明して十分な理解を求めることが、広く事業者の意識の醸成を図ることにつながるため、広告掲出者の十分な意識啓発を図っていくことが重要です。なお、課題克服のためには、体制強化を図る必要があります。

※未達成の理由<支障となった理由>

<F 今後の展開(取組方針)>

【まちづくり景観部】

北鎌倉景観地区に対する都市計画提案書に関しては、都市計画変更の実現に向けて権利者及び地元住民の十分な理解が得られるよう慎重に対応していきます。合意形成の調整が整い次第、都市計画変更に向けた一連の都市計画手続を進めていきます。

地区計画の指定に向け提出された都市計画提案書については、土地利用協議会における庁内調整及び鎌倉市都市計画審議会による専門的な意見を聴取し、提案された内容のとおり都市計画の決定を行うか否かの判断を行います。

地区計画や自主まちづくり計画の策定等に当たっては、まちづくり条例の改正により充実された、まちづくり市民団体への支援や専門家の派遣制度も活用しながら、引き続き説明会の開催など機会を捉えて、地区住民のめざすべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて一層の理解を深めてもらうよう努力していきます。特に地区計画の指定については、目標指標である平成27年度13地区をめざし、積極的な取組を行います。

景観法に基づく届出制度及び認定制度を着実に運用し、景観づくり賞や景観セミナー等の普及・啓発事業を行うとともに、景観整備機構とも連携しながら、地域特性に応じた景観形成を推進します。

屋外広告物については単なる規制だけでなく、質を高めることも重要であることから、引き続き除却キャンペーン等の普及啓発を通じて、市民、事業者の意識醸成を図っていくとともに、条例制定の検討を含め、屋外広告物の適正な規制・誘導策の調査検討を行っていきます。

<G 実績指標：事業ごとの進捗を示す代表的な指標>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H21	H22	H23	H24	H22年度 目標値	H27年度 目標値
景観形成のルールを定めている地区の面積(+)	景観計画(全市域対象)に詳細なルールを定めている地区、景観法による景観地区の合計面積	0 ha	252 ha	252 ha	252 ha	252 ha	272 ha	371 ha
都市計画法による地区計画の箇所数(+)	都市計画法による地区計画を定めた地区の合計数	8 地区	8 地区	8 地区	9 地区	9 地区	10 地区	13 地区
屋外広告物の未申請物件数(-)	屋外広告物法に基づく未申請物件数	/	145 件	134 件	120 件	72 件	143 件	87 件
景観意識の浸透率(+)	鎌倉らしい景観に関心を持ち、行動している市民の割合	18.2 %	17.1 %	14.9 %	14 %	14 %	28 %	38 %

<H 事業コスト総額>

分野別事業費		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施策コスト	決算値 (A)	25,438千円	33,363千円	23,392千円	20,065千円	22,404千円			
	(国・県)	190千円	8,896千円	160千円	160千円	160千円			
	(負担金等)	3,100千円	2,268千円	1,681千円	0千円	0千円			
	(一般財源)	22,148千円	22,199千円	21,551千円	19,905千円	22,244千円			
	人員配置数	13.4人	14.0人	14.0人	14.0人	13.0人			
	人件費 (B)	124,835千円	125,900千円	123,125千円	120,590千円	103,588千円			
	総事業費(A+B)	150,273千円	159,263千円	146,517千円	140,655千円	125,992千円			
	対前年比	/	106.0%	92.0%	96.0%	89.6%			

鎌倉市民評価委員会の評価

～評価委員は、この分野の取組について次のように評価しています。



評価できるところ

- ・市民満足度も微増ではあるが上昇し、鎌倉というブランドとしての都市イメージをいかに構築するかはこれからである。個性豊かな景観形成を期待する。
- ・景観条例、景観計画に基づいて適正な運用を行っている。また、景観法を活用した地域特性に応じた景観形成を推進している。
- ・自主まちづくり計画など、地区計画策定にむけた地域の動きが見られ、市民に理解されてきている。
- ・旧華頂宮邸を活用した地域特性に応じた景観形成の推進など、活発な動きがある。
- ・地区計画の指定13地区を目標に推進している。
- ・景観意識の浸透率が低迷していることに鑑み、景観意識の向上を目指した数々の普及啓発事業を実施した。
- ・様々な支援や検証、見直しを行っている。



課題・提言

- ・鎌倉に於ける都市景観には、借景としての緑も含まれていると考えられ、みどり部門との連携をより強化すべきである。その際には、保全の視点のみならず、将来に向けた開発のあり方も射程に入れる必要がある。
- ・これまで、規制等を市民との合意形成で実施してきたが、スピード感と実行力が今一步と感じる。明らかに変化している実感をどう伝えるかが課題である。
- ・景観計画を進めるにあたって、他の行政計画との連携を図り、総合的な景観づくりが必要である。
- ・市民評価委員会では景観意識の浸透率が低位であることを問題にしており、景観に関して行動している市民の割合とは違う。景観意識の浸透率「鎌倉らしい景観に関心を持ち、行動している市民の割合」が低いのは、鎌倉らしい景観とは何かを、具体的にヴィジュアルに定義されていないためであり、検討が必要である。
- ・歴史的建造物等と緑が融合し、相乗効果を狙った古都に相応しい都市景観の形成に期待する。
- ・自主まちづくり計画の地区計画への誘導等が必要である。
- ・違反屋外広告物対策の体制強化等が必要である。
- ・屋外広告物の規制に関して、わかりやすい目標指標が示されていない。また、質を高めるための取組についても見受けられない。
- ・景観形成に係る支援や検証、見直しについて、より具体的に内容を記載すべきである。

この分野のめざすべきまちの姿に向けた平成24年度の取組は、良好であった。